

要配慮者への心配り～避難行動要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がいのある人など、**避難をするのに支援を要する人**です。また、避難所でもさまざまな配慮が必要な人がいます。

要配慮者

妊産婦、乳幼児
日本語が分からぬ外国人など



避難行動要支援者

- ・移動が困難
- ・薬や医療装置が常に必要
- ・日常生活で介助が必要
- ・情報入手や発信が困難
- ・精神的に著しく不安定な状態をきたす
- ・急激な状況の変化に対応が困難
- ・言語、文化、生活習慣への配慮が必要

災害発生時には避難行動要支援者を安全な場所に誘導したり、避難場所での生活を支援することが必要です。

避難行動要支援者の支援者として、家族、隣近所の人、地域の人、民生委員、ボランティアなどまわりの人が、災害時に迅速かつ的確な対応を図るために、ふだんから支援体制の確保等について取り組むことが必要です。

要配慮者への心配り～避難行動要支援者への支援

避難行動要支援者の
避難支援計画



避難行動要支援者の
避難支援計画

（1）避難行動要支援者の避難支援計画の具体化

災害時は個別避難計画を活用し安否確認及び避難支援を行う。

（2）避難所における支援

災害時避難所で避難生活が困難な場合は、災害時避難所に福祉避難室を設置し、誘導する。

（3）個別避難計画の更新

（4）関係機関等との連携

災害時避難所福祉避難室での生活が困難な場合は、区本部（都島区役所）と連携し、事前に協定を締結している福祉避難所に避難誘導を行う。